

1. 件名：国立大学法人京都大学における使用前検査及び定期事業者検査に関する面談
2. 日時：令和2年4月21日 10:00～10:30
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
専門検査部門 大東首席原子力専門検査官、村尾企画調査官、松本主任原子力専門検査官、
大和田原子力専門検査官
核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官
京都大学 複合原子力科学研究所 原子力基礎工学研究部門 教授 他5名
5. 要旨
 - 京都大学から京都大学研究用原子炉（KUR）及び臨界実験装置（KUCA）の使用前検査について、以下の説明があった。
 - ・ 現在申請している4件の使用前検査について、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応に伴う工事工程の調整により、検査期日の変更が必要となり変更申請を行う予定である。
 - ・ 標準燃料要素及び特殊燃料要素の製作に係る使用前検査の合格証について、配付資料により即日交付を希望する。
 - 原子力規制庁から、以下を伝えた。
 - ・ 標準燃料要素及び特殊燃料要素の製作に係る使用前検査の合格証の即日交付の手続きを行うことで検討する。
 - ・ 使用前検査の期日が確定次第速やかに変更申請を行うこと。
 - ・ 臨界実験装置（KUCA）の定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）(<http://www.nsr.go.jp/data/000308995.pdf>)に添付されている施設管理実施計画について、以下の事項を求めた。
 - ✓ 一定の期間として設定した根拠として、検査において検知しようとしている劣化について、当該劣化の検知が現在の検査手法が適切と考えている根拠、今回設定した一定の期間であれば劣化による性能低下を生じさせないと評価する内容等を説明すること。
 - ✓ 検査の方法一覧表に記載された検査項目が施設管理実施計画に記載された何れの設備で実施する計画としているのか明確にすること。
6. 配布資料
 - ・ 京都大学研究用原子炉（KUR）の使用前検査（標準燃料要素及び特殊燃料要素の製作）の合格証の即日交付のお願い